

電気自動車用急速充電器のより便利で安全な設置や維持管理の提案

～電気自動車用急速充電器の利便性の向上等に関する調査〈調査結果〉～

総務省関東管区行政評価局は、関東管内（注1）の電気自動車用急速充電器の利便性や安全性について、ドライバーの立場から、現地にも出向いて調査を行いました。その結果、

1. 充電器の場所が分かりにくいなど設置に関するもの（16事例） ⇒ P. 1、2
2. 路面表示が消失し、充電器前に一般車両が駐車するおそれなど維持管理に関するもの（14事例） ⇒ P. 3、4
3. 充電器に接続する高圧受電設備の開閉器の扉が開いたまま危険なもの（1事例） ⇒ P. 5〈改善済み〉

などが見受けられました。

なお、調査結果を踏まえ、「ガイドブック」（注2）など、次回の改訂に向け、19事項（維持管理の注意点等）提案

（注1）関東管内：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県（1都9県）

（注2）ガイドブック：「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車のための充電設備設置にあたってのガイドブック」

（平成22年12月、経済産業省、国土交通省。平成29年6月改訂）

[参考データ]

- 「2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを目指す」（日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定)） → 2017年実績：36.4%
- 電気自動車等の「次世代自動車」保有台数：全国約761万台、関東管内に3割強（約258万台）（平成30年3月）
- 急速充電器数：全国約7千3百基、関東管内に3割（約2千2百基）（平成29年9月）



〈本件照会先〉

総務省 関東管区行政評価局 評価監視部 第2評価監視官室

（担当）駒崎（こまざき）

（電話）048-600-2332 （メール）knt21@soumu.go.jp

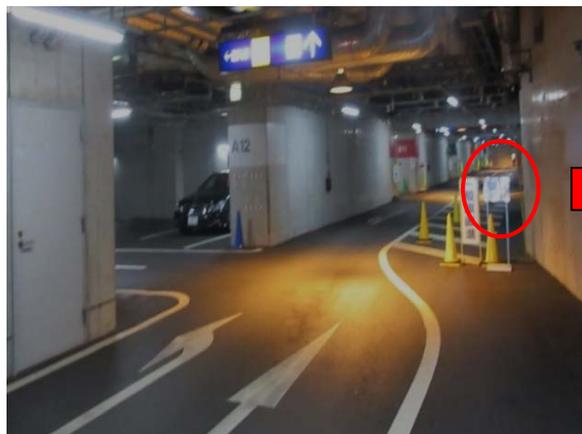
本調査に関する公表資料は、関東管区行政評価局のウェブサイトにも掲載しています。

➤ <http://www.soumu.go.jp/kanku/kanto.html>

1. 急速充電器や関連設備の設置に関する例（16事例）

主な調査結果

結果報告書P54～69



(事例集 P1)

【事例1】地下駐車場。案内板が小さく、薄暗がりを走行しながらでは、見づらい(埼玉県内)



(事例集P12)

【事例2】案内板の矢印が正反対、迷わせる(栃木県内)



【事例3】片面表示の案内板。こちら側から走行すると、表示内容が見えない(山梨県内)

(事例集 P16)

【事例4】充電ケーブルの長さが不足、車種によって停車位置の変更が必要となる(山梨県内) (事例集 P24)



充電ケーブルが短くて、充電口まで届かない

駐車スペース本来の位置と異なり、「横向き」に駐車すると、ケーブルが届き充電可

【事例5】車止めなし、充電器に衝突のおそれ(制度改正前の設置なので、適法)(長野県内)

(事例集 P29)



2. 急速充電器や関連設備の維持管理に関する例（14事例）

結果報告書P70～81

主な調査結果

【事例6】 操作説明シートが紛失するなどして、充電操作をスムーズに行えない(埼玉県内)

(事例集 P44)



非会員向け充電操作説明
シートの文字がところどころ
消失し、判読できない



当初からあった充電コネクタ
の説明シートが紛失



充電器の設置者が貼付した
操作説明シートも紛失

【事例7】 路面表示の大半が消失し、充電スペースに一般車両があやまって駐車のおそれ(栃木県内)



(事例集 P37)

【事例8】 充電ケーブルが駐車スペースまではみ出して放置。踏みつけると破損のおそれ(山梨県内)



(事例集 P59)

3. 技術基準に適合していないとみられる（1事例）（改善済み）

結果報告書P82～93

【事例9】充電器に接続する高圧受電設備の開閉器の扉が開いたまま危険なもの（山梨県内）

【調査時点】



「手元開閉器」の扉が開放されたまま。触れると感電等の事故のおそれ

【改善後】



「手元開閉器」の扉が閉鎖、安全を確保

【基本データ】

調査対象急速充電器(県別)

設置されている地域	急速充電器数
埼玉県内	20
栃木県内	11
山梨県内	11
長野県内	5
計	47

(注) 当局の調査結果による。

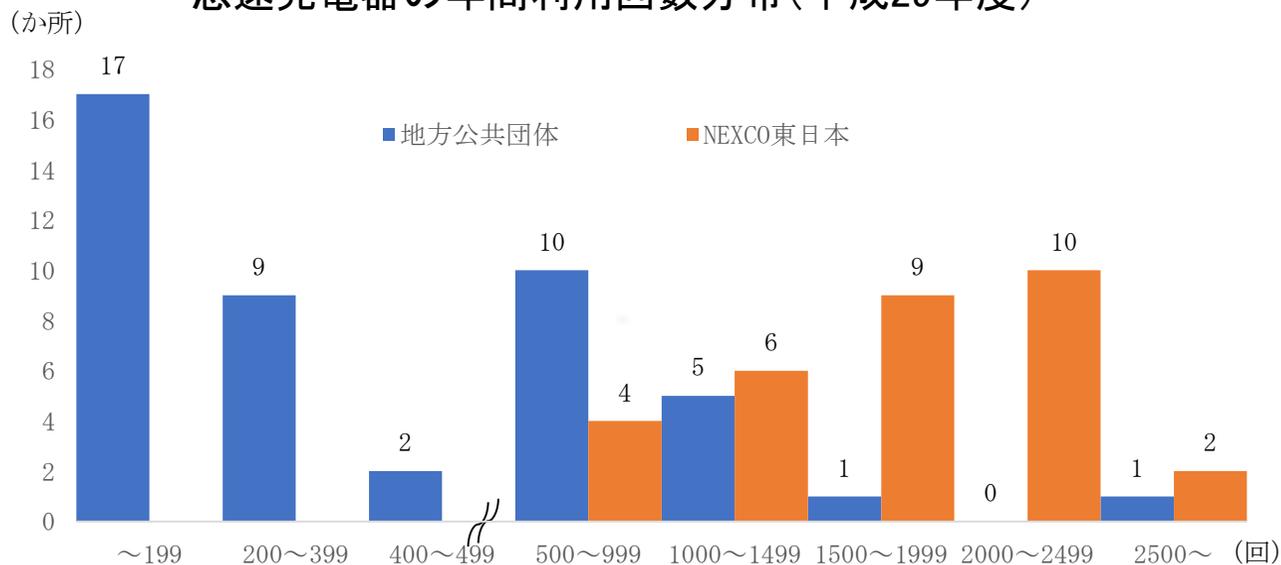
調査対象急速充電器(NEXCO東日本の高速道路別)

高速道路名	急速充電器数
東北自動車道	12
関越自動車道	8
北関東自動車道	2
首都圏中央連絡自動車道	4
上信越自動車道	3
長野自動車道	2
計	31

(注) 1 当局の調査結果による。

2 NEXCO東日本の31か所について、平成27年中に、順次、利用が開始された(1月6か所、3月6か所、4月10か所、5月2か所、7月2か所、8月2か所、11月2か所、12月1か所)。

急速充電器の年間利用回数分布(平成29年度)



(注) 1 当局の調査結果による。

2 「地方公共団体が設置」には、利用回数が不明の2市を除く45か所(うち寄贈4か所)について、計上した。